

平成27年5月4日
内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について（速報）

今般、我が国から推薦を行っている「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」について、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOS（イコモス）による勧告がユネスコ世界遺産センターより通知されました。

イコモスの評価結果と推薦に係るこれまでの経緯は下記のとおりです。

記

1. ICOMOSの評価結果及び勧告の内容（具体的な勧告内容は整理中）

推薦案件の名称を「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」と変更した上で、「記載」勧告がなされた。（23の構成資産全てが本件遺産の構成要素として認められた。）

（参考1） 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載（Inscription）： 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）： 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期（Deferral）： より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。
推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載（Not to inscribe）： 記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

（参考2） International Council on Monuments and Sites（イコモス）：国際記念物遺跡会議
文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織（NGO）。本拠地はパリ。
1964年設立。

2. 「明治日本の産業革命遺産」のこれまでの経緯

平成21年 1月 ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載

平成26年 1月 ユネスコへ推薦書を提出

平成26年 9月～10月 ICOMOSの専門家による現地調査

3. 今後の予定

第39回世界遺産委員会（平成27年6月28日～7月8日、於：ドイツ・ボン）において、ICOMOSの本勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分によって行われる。

内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室

参事官 岩本 健吾（TEL：03-5510-2476）

企画官 高見 真二（TEL：03-6206-6173）

担当 萩原・植田（TEL：03-6206-6176）